

公募型プロポーザル質問回答書

令和7年7月25日

業 務 名		令和7年度 仙台空港周辺地域活性化施設整備運営事業基本計画策定業務	
番号	質 問 事 項	回 答 事 項	
1	共同企業体として参加する際の必要書類について 共同企業体での参加にあたり、公告、要領に記載の書類以外に必要な書類はありますか。	特別に提出が必要な書類はありません。公告、実施要領に記載されている書類を提出してください。	
2	共同企業体として参加する際の参加資格要件について 共同企業体での参加にあたり、岩沼市入札参加者名簿の資格要件や、同種業務要件に関しては、代表企業が参加要件を満たしていれば参加可能、との認識でよろしいでしょうか。	共同企業体で参加する場合、協力事業者が満たさなければいけない参加要件は以下のとおりです。 ・実施要領3(6)～(8) それ以外の項目に関しては、代表企業が要件を満たしていれば、プロポーザルに参加することができます。 なお、実施要領3(3)については、代表企業のみ要件を満たす必要がありますが、協力事業者が同種又は類似業務の実績を有する場合は、協力事業者1者につき1枚、様式第3号を提出してください。	

3	同種実績について 同種業務の実績について、共同企業体の構成員として受注した業務も認められるという認識でよろしいでしょうか。	代表企業の参加資格要件としては、実施要領3(3)に記載のとおり、元請けとして受注した同種業務の実績が必要となります。共同企業体の協力事業者として受注した業務は、参加資格要件の実績として認められません。ただし、様式第3号に記載する実績には、共同企業体の協力事業者として受注した業務を含めても構いません。なお、実施要領3(5)における協力事業者は、元請けとして受注した同種業務の実績がなくとも、共同企業体に参加することができます。
4	国税の納税証明書（その3の3）について ・電子発行のものでも認められますか。 ・共同企業体で参加する際、代表企業の証明書のみでよろしいですか。	・税務署（国税局）から電子データで発行される電子納税証明書の提出は認めていません。必ず書面により発行された納税証明書の提出をお願いします。 ・共同企業体で参加する場合は、代表企業だけでなく、協力事業者も納税証明書を提出する必要があります。
5	仕様書のP2「(9) 庁内外の合意形成支援庁内の検討組織や市議会等における協議や説明会で使用する資料を作成する。」につきまして、庁内外の合意形成支援となっていますが、庁内の検討組織や市議会等における協議以外に、庁外の協議先として想定されている主な機関と協議内容について、ご教示ください。	主な協議先としては、「仙台空港周辺地域活性化施設整備運営事業」を共に推進していく宮城県を想定しています。また、地域住民による協議会において、事業方針やスケジュール等の概要を説明する際にも使用したいと考えています。
・回答者（公印省略） 都市政策課 齋藤 博		